

旧緊急時避難準備区域に居住する申立人ら（親子）のうち、原発事故後に郡山市内の学校に進学した子について、帰還困難区域を迂回する経路で通学することは困難であり、郡山市にアパートを借りざるを得なくなったとして、新たに購入した家財の購入費やアパートの家賃等の生活費増加費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下、申立人3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金101万8308円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 申立人らと被申立人は、別紙第1項の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年10月8日

（仲介委員 大谷隼夫）

(別紙)

第1	損害項目		
1	生活費増加費用		金80万0000円
2	補修費用		金21万8308円
		合 計	金101万8308円

第2 期 間

- 1 第1第1項及び同第2項につき、  
平成26年1月1日から平成26年9月30日まで

以上